

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第557号）

2021年7月2日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 直近の重要政策

金融政策

- ✓ 小規模零細企業及び個人事業者の支払手数料の引き下げに関する中国人民銀行、銀保監会、発展改革委、市場監管総局の通知（中国人民銀行等、6/25）

貿易政策

- ✓ 全国の税関における越境 EC 企業の対企業輸出の監督管理試行の普及に関する公告（税関総署、6/22）

財政政策

- ✓ 企業所得税の若干課税政策に係る実務問題に関する国家税務総局の公告（国家税務総局、6/22）

■ 注目トピックス

上海市発展改革委員会、インフラ施設の不動産投資信託(REIT)の発展促進に向けた実施意見を発表

上海市発展改革委員会は2021年6月21日、上海市地方金融監督管理局等7部門と連名で『上海における国際的競争力のある不動産投資信託(REIT)成長市場の構築加速に関する実施意見』¹（以下、意見）を公布しました。長江デルタ地域の一体化を契機に、金融による実体経済へのサポート強化や、インフラ施設運営の高度化を図り、インフラセクターにおけるREITの発展を促す方針です。意見は2021年8月1日より実施され、有効期間は2026年7月31日までとされています。意見ではインフラREITの発行を拡大するため、上海に加え、全国各地のオリジネーター（原資産保有者）による上海証券取引所でのインフラREITの発行を支援するとしています。

国家発展改革委員会と証券監督管理委員会（以下、証監会）は2020年4月に『インフラセクターにおける不動産投資信託(REIT)の試行実施に関する通知』を発表し、京津冀地域（北京市、天津市、河北省）、河北省の新興開発地域である雄安新区、粵港澳大湾区（広東・香港・マカオグレーターベイエリア）、長江デルタ地域及び自由貿易港に指定された海南省等において、物流倉庫や高速道路、産業団地・新興産業クラスター、都市の水・電気・ガス供給や汚水・ごみ処理等のインフラ施設を試行対象としたREITの公募発行を支持する方針を明らかにしました。

その後、証監会は同年8月に『インフラ公募REIT手引き（試行）』を発

みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

¹ 中国語原文は以下のURLよりダウンロードできます。

<http://fgw.sh.gov.cn/gfxwj/20210621/4e3f9f1233f24255815f0aac563bd69.html>

表し、インフラ公募 REIT の条件を定めています。具体的には、①8 割以上のファンド資産をもってインフラプロジェクトを原資産とした資産担保証券を完全保有する、②ファンドが資産担保証券及び特別目的事業体 (SPV) 等を通じ、インフラプロジェクトの完全所有権または特許経営権を取得する、③ファンド管理者はインフラプロジェクトの賃料、使用料等の安定したキャッシュフローの取得を目的として、当該プロジェクトの運営・管理を行う、④ファンドはクローズドエンド型であり、収益の分配比率が当年度の分配可能額の 9 割を下回らない、という 4 条件を満たさなければなりません。

証監会は今年 4 月から第 1 陣となるインフラ公募 REIT の上場申請受付を開始、5 月にインフラ REIT9 銘柄の上場を承認しました。

6 月 21 日、これら 9 銘柄のうち、高速道路「滬杭甬高速」、産業団地「張江光大園」と「蘇州工業園區」、汚水処理「首創水務」、物流倉庫「普洛斯」(GLP) の 5 銘柄が上海証券取引所に、高速道路「広州交投広河高速」、産業団地「招商蛇口産業園」、ごみ処理「首鋼バイオマス」、物流倉庫の「塩田港」の 4 銘柄が深圳証券取引所にそれぞれ上場し、資金調達額は合わせて 314 億元に達しました。上場初日の売買代金は 18 億元を超えました。売買代金は今後減少する可能性があるものの、市場参加者は増える見込みです。インフラ公募 REIT 上場初日の値幅制限は 30%、その後は 10%とされています。

9 銘柄のオリジネーターを見ますと、国有企業が中心であり、外資系はシンガポールの GLP 一例にとどまっています。意見第 6 条には「国有資産の取引に係る持分譲渡に関する手続きの迅速化を模索する」との文言が盛り込まれていることから、REIT を活用し国有資産を流動化することで最高指導部肝いりの国有企業改革とデレバレッジ(債務削減)を後押ししたい意向も伺えます。

また、意見第 19 条では「国の方針に基づき、REIT 試行対象の拡大を先行して模索する」としています。北京大学・光華管理学院のレポートは、「控えめな予測をすると、中国の公募 REIT の市場規模は 4 兆～12 兆円になる見込みである。都市化の進展に伴い、成熟期に入る国内 REIT 市場は米国を上回るほどの規模になる見通しであることから、成長余地が非常に大きい」と指摘しました。現在まで商業施設を裏付けに発行された資産担保証券(私募が中心)は数件あったものの、公募 REIT の例はありませんでした。全国政協委員、中信資本(シティック・キャピタル)の張懿宸董事長兼 CEO は今年 3 月に、インフラ REIT に加え、商業施設の REIT 市場の構築も進めるべきだとの意見を表明しました。

この他、意見は各部門の役割分担を明確にし、市政府を挙げて REIT の発展促進に向けて取り組む姿勢を見せています。現在、試行対象は新エネルギー等を含むインフラ施設に限られていますが、将来的にオフィスビル等の商業施設に拡大される可能性もあるため、今後の政策動向に注目していく必要があるかと思われます。

意見の主な内容については、次頁をご参考ください。

□ インフラ REIT の市場構築を加速

- ✓ 上海証券取引所におけるインフラREIT及びそのデリバティブ商品の開発と取引を支持する
- ✓ 上海における国内外の金融機関によるインフラ公募REITを取り扱う資産運用会社の資格取得を支持する。世界有数の公募REITを取り扱う資産運用会社の進出誘致に注力し、入居や業務運営などの面で支援策を打ち出す
- ✓ 銀行や保険等の金融機関、年金及びQFII、私募ファンド等の機関投資家によるインフラ公募REITへの投資を支持する
- ✓ 上海における銀行や資産運用会社等によるインフラ公募REIT商品の代理販売を奨励する
- ✓ 各区がインフラREITの発行に係る仲介手数料に対し補助金を支給することを支持する
- ✓ インフラREITを発行した本市のオリジネーターに対し奨励金を支給する
- ✓ 分配金などが現行規定に基づき企業所得税の優遇措置を享受できる。市と区の税務部門はインフラREIT関連税制質問につき相談窓口を設ける

□ 長江デルタ地域を中心に既存インフラの REIT ニーズを深堀

- ✓ 政府主導のインフラREIT投資ファンドの組成を検討する。長江デルタ地域に力点を置き既存インフラのREIT発行に取り組む
- ✓ 「長江デルタREITフォーラム」を定期的で開催し、世界各国の有識者を招請し、長江デルタ地域におけるインフラREITの発展を推進する
- ✓ 上海におけるREITの原資産となるインフラ施設の受託運営を行う管理会社に対し奨励金を支給し、インフラ施設運営の高度化を図る
- ✓ 手薄な分野の強化を目的とした「弱点補強型インフラ」、新エネルギーや次世代通信等関連の「新型インフラ」プロジェクトに民間資金を活用する
- ✓ 潜在需要の掘り起こしに注力する。運営期間、利回り、権利関係などの条件につき、当面の間、関連要件をクリアできないインフラプロジェクトもREIT候補対象リストに盛り込む

■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

金融政策

小規模零細企業及び個人事業者の支払手数料の引き下げに関する中国人民銀行、銀保監会、発展改革委、市場監督総局の通知

(原文：中国人民銀行 銀保監会 発展改革委 市場監督総局 关于降低小微企业和个体工商户支付手续费的通知)

銀発 [2021] 169 号

中国人民銀行等 2021 年 6 月 25 日公布、2021 年 9 月 30 日実施

【主要内容】

- 小規模零細企業及び個人事業者の支払手数料の引き下げにつき、商業銀行及び決済事業者等に対し以下の通り通知する
 - ① 銀行口座のサービス手数料を引き下げる。商業銀行が口座一口までの管理料及び口座維持手数料を免除する上、小規模零細企業及び個人事業者に対し全ての事業用口座の管理料及び口座維持手数料を免除することを奨励する
 - ② 人民元の振替・振込手数料を引き下げる。小規模零細企業及び個人事業者が窓口にて行った1件当たり10万元以下の法人・機関向け他行宛振込に対し、商業銀行は現行の政府指導価格を基準に10%以上の料金割引を実施すること
 - ③ 一部の手形業務に係る手数料を撤廃する。商業銀行は小切手、銀行為替手形の発行（紛失再発行を含む）等に係る手数料を撤廃する
 - ④ 銀行カードの決済手数料を引き下げる
- 上記③は長期的に実施されるものであり、その他の実施期間は3年間とする。①と②は小規模零細企業及び個人事業者を、③と④は全ての顧客を対象とする
- 商業銀行及び決済事業者は小規模零細企業及び個人事業者の支払手数料を調整する場合、公式サイト、アプリ及び営業店舗において関連情報を明示しなければならない
- 小規模零細企業とは、工業情報化部発表の『中小企業分類標準規定』に適合する小型、零細企業を指す。個人事業者とは市場監督管理部門にて登記した個人事業主を指す
- 本通知は2021年9月30日より実施する²

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4081344/4081395/4081686/4276540/index.html>

貿易政策

全国の税関における越境 EC 企業の対企業輸出の監督管理試行の普及に関する公告

(原文：关于在全国海关复制推广跨境电子商务企业对企业出口监管试点的公告)

税関総署公告 2021 年第 47 号

税関総署 2021 年 6 月 22 日公布、2021 年 7 月 1 日実施

【主要内容】

- これまで北京や天津、南京、杭州、寧波、アモイ、鄭州、広州、深圳、黄埔税関において試行されてきた越境ECのBtoB（企業間取引）輸出に対する監督管理作業を中国全土の税関に導入する
- 『越境EC企業対企業輸出の監督管理試行の公告』（税関総署公告2020年第75号、2020年6月12日発表）によると、越境ECのBtoB輸出業務とは国内企業がクロスボーダー物流を通じ貨物を海外企業に輸出する、または海外倉庫に届け、越境ECプラットフォームを經由し海外企業と取引を行うことを指す
- 越境ECのBtoB輸出業務を手掛ける中国域内の越境EC企業、越境ECプラットフォーム、物流企業等は、

² 中国人民銀行と銀保監会等は同日、ATM手数料を引き下げる方針も示しました。リンクは以下の通りです。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4276508/index.html>

所在地の税関で届出（『越境EC企業対企業輸出の監督管理試行の公告』では登録登記）をしなければならない。登録登記から届出への変更は行政スリム化改革の一環である

- 本公告は2021年7月1日より実施する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください³。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3734814/index.html>

財政政策

企業所得税の若干課税政策に係る実務問題に関する国家税務総局の公告

（原文：国家税务总局关于企业所得税若干政策征管口径问题的公告）

国家税務総局公告 2021 年第 17 号

国家税務総局 2021 年 6 月 22 日公布

【主要内容】

- 中国域外の投資家が中国域内企業のハイブリッド証券に投資する際、『企業のハイブリッド証券投資業務に係る企業所得税の処理問題に関する国家税務総局の公告』（2013年第41号）第1条が定めた条件を満たす、即ち定期的な「フィクスト・インカム」（利息収入）を受け取ることができる場合、投資先となる中国域内企業はその支払利息を費用として企業所得税（法人税）から控除できる。しかし、以下①、②とも満たす場合、その支払利息は配当金と見なされ、企業所得税からの控除は不可とする
 - ① 中国域内企業が当該域外投資家の関係会社に該当する場合
 - ② 域外投資家の所在国・地域が当該投資利益を持分法投資利益と見なし、企業所得税を免除する場合
- また公告では、寄付金控除や転換社債による株式への転換、文化財の減価償却、補助金の受け取り等に関する課税政策についても実務指針を明確にしている

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5165844/content.html>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

³ リンクに直接アクセスできない場合、アドレスをコピーし URL 欄に貼り付けてサイトにアクセスください